東 農 畜 第 203 号 令 和 6 年 11 月 18 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東通村長 畑中 稔朗

市町村名 (市町村コード)		東通村
		(2424)
地域名 (地域内農業集落名)		野牛地区
		(東栄、稲崎、入口、古野牛川、野牛)
お送の幼田を取り	+	令和6年4月19日
協議の結果を取り	まとめた千月日	(第1回)

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

労働力に関して高齢化や後継者不足が進んでいる。耕作放棄地の増加が懸念されることから、新規就農者の確保・育成や地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後の地域農業を担う者の営農活動を後押しするため、スマート農業の導入や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化により農作業の効率化・省力化を図り、地域全体で農地の保全管理に取り組んでいく。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

•			
区域内の農用地等面積		472.6 ha	
		うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	472.6 ha
		(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	高齢の農業者等から引き受け意向のある地区内の担い手への農地集積・集約化を図り、農地の有効活用に努める。
	農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を図っていく。
	 (3)基盤整備事業への取組方針
	今後の地域の営農状況を踏まえ、国や県の補助事業を活用した基盤整備事業を検討する。
	新規就農希望者に対し積極的な情報提供や相談対応を行うとともに、各種支援制度を活用して就農準備から定着までのサポートを行う。
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	地域内での農作業の効率化に向けて、JA等が運営する農業支援サービス事業を活用した農作業委託の活用を 促進する。
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他
	【選択した上記の取組方針】
	①クマ、イノシシ、シカ、サル等の農作物被害があった際には、被害が拡大する前に迅速に対応できる体制を構築する。